

個別避難計画を作成しましょう

東日本大震災や近年頻発化する豪雨災害等において、障害のある方や高齢者等の多くの方が被害に遭われていることから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

五城目町では、災害に強い地域づくりのために、地域の方々や福祉専門職等の皆様と連携しながら、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

個別避難計画について

個別避難計画とは、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、一人での避難が困難な方(避難行動要支援者)が迅速に避難するために、一人ひとりに合った「避難場所」「避難経路」「必要な支援」「避難支援等実施者」などの情報を記載した行動計画です。

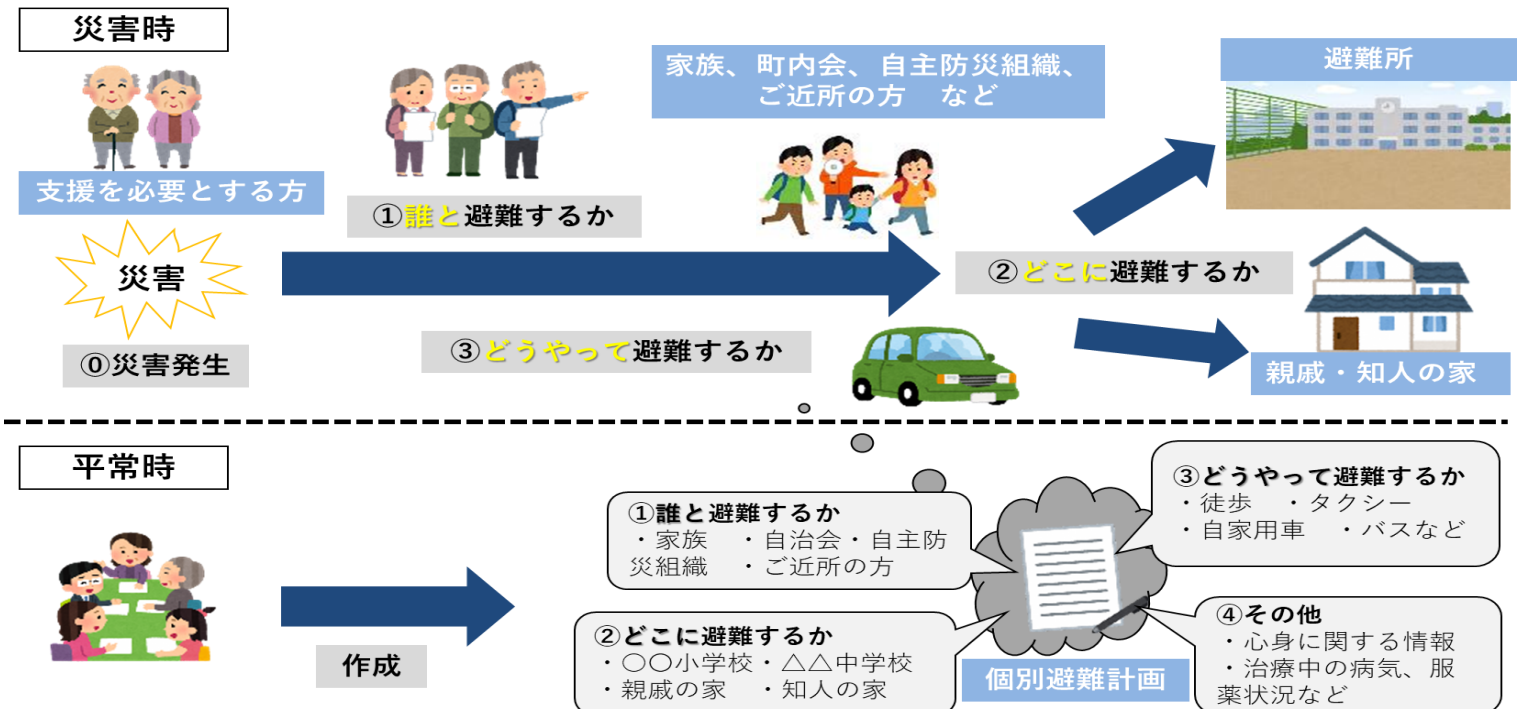
なお、避難を支援する方による災害時の避難支援を必ずしも保証するものではありません。

避難行動要支援者について

生活基盤が自宅にある方で、次の基準に該当する方が個別避難計画作成の対象となります。

- ① 要介護認定者のうち要介護3～5の方
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種に該当する身体障害のある方（心臓、じん臓 機能障害のみで該当する方は除く）
- ③ 療育手帳Aに該当する知的障害のある方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する精神障害のある方で単身世帯の方
- ⑤ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた方

個別避難計画の活用イメージ



お問い合わせ先

五城目町健康福祉課（避難行動要支援者支援担当）

TEL : 018-852-5107 FAX : 018-852-5107

〒018-1722 秋田県五城目町西磯ノ目1丁目1-1